

「習志野市文教住宅都市憲章」の誕生

(昭和45年4月1日 広報習志野 より)

全市民が願うまちづくりの指導理念

3月に開かれた昭和45年第1回定例市議会で、各方面から注視される中に『文教住宅都市』が誕生し、『公害防止条例』が制定されました。

このことにより70年代の劈頭昭和45年度は、わたしたちのまち習志野市にとって、住民福祉に徹する新しい時代を築くスタートの年となりました。

押寄せる都市化の波の中で全市民が住民自治の名のもとに自らの目標を持ち、真に自らの手でまちづくりを推進する必要にせまられているとき、この“憲章、と”条例、が、今後の習志野市の歩むべき方向を明確に示す大きな指標となるにちがいありません。

そして、この目標のもとに全市民が一体となり、明るく平和なまち習志野を築いていこうではありませんか。

習志野市の現況と制定の理由

昭和29年8月1日人口32401人で市政施行した習志野市は、本年度で16年になります。

近年、首都圏の爆発的な膨張の彼にもまれ、県内の各市で最も面積が狭いところへ、急な人口の流入によって、人口密度1平方キロ6263人という過密都市と化してまいりました。

その間、財政的見地から昭和35年に東習志野地区に四大企業を誘致し、昭和42年度には、一転して国の住宅政策の名のもとに袖ヶ浦団地が造成され、今日千世帯14000人の入居者をみるなど、ベッドタウン化してまいりました。

一方、内陸部においてもスプロール化(無秩序なひろがり)をさけられず、このままでは町全体がますます過密化のウズに巻きこまれてしまいます。

そして、目前にせまった大規模な京葉港開発をはじめ、次々と国、県の開発計画が周辺をとりまいているのが実情で、習志野市の運命がどのように変わっていくかわかりません。

こうしたとき、何よりも将来へかけて、まちづくりの不動の目標設定が要望されてまいります。

「文教住宅都市憲章」は、この目標をはっきりうたった市行政の指導理念の集大成であります。

このような習志野市の置かれた情勢から、何としても住民自治を守るために、「憲章」を必要とする時期であります。一方、次のような形式面的要請からも同時に検討を加えてまいりました。

すなわち、一つは昨年8月12日付の「習志野市・長期計画審議会」の答申によるものであります。

それは、まちづくりの目標を具体化するものとして『文教住宅都市としてのビジョンを打ちだす“憲章”の制定を検討されたい』という主旨のものでした。

さらにもう一つは、改正された地方自治法の第2条第5項において『市町村はその事務を処理するにあたってはその地域における総合的かつ計画的な行政の運営をはかるための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない』として、議会の議決事項にしてあります。

都市憲章の持つ意味

まちづくりのかなめは、市民のみなさんが健康で気持ちよく日常生活ができるように工夫されていなければなりません。

都市憲章はそのような「まち」を築くための目標を定め、心がまえと方法を掲げております。

まず憲章の前文では、習志野市が都市としての機能を保ってゆくうえで、その支えとなる条件について明示し、まちづくりの目標を具体的に宣言しております。

つきに本文ですが、これは前文の意志を受けて、まちづくりの具体的な目標を定め、これに参画する全市民と市長および関係機関のそれぞれの役割を定めております。

習志野市は、京葉地帯ではもとより千葉県の中にあつてさらには首都圏の一の中でも、極めてユニークな都市としての存在理由を明羅にしようとするものであります。

教育、文化にふさわしい環境を軸として住居、職場、レクリエーション、交通という都市の機能が相互関係的な位置を占め、それが文教住宅都市として一体を形成している都市の建設が目標であることを各条項は意図しております。

市民および関係機関のつとめはまさに住民自治に徹する市政の基本的条件であり、民主政治の具体化にほかなりません。

都市憲章の施行日は、市長が、別に定める日から施行いたしますが、これは十分な P・R によって、市民のみなさんのご理解をいただく期間をとろうとするためです。

さらに、この憲章の精神にのっとりまちづくりのための各分野にわたる政策に必要な項目は、今後、きめこまかく定めていく決意をかかげて全十力条の結論としております。

都市憲章とは

「都市憲章」とは。都市の横能。組織体の駅本方針を規定するもので。その内容に地域性。独創性、伝統性をも、まちづくりの共通課題を定めるものです。

一方、これに似たものに「市民憲章」または「都市宣言」がありますが(これを類似都市熱といいます)、これは。簡単スローガンなり、文章をもって、市民の守るべき基準を表現し、愛市精神の高揚を守るもので、現在全国 146 市において採用されています。

本市の「文教住宅都市意章」は、市民憲章的なものを加味しながら。都市憲章本来の姿で、都市の機能。組織の成立基礎として、自治行政の根本方針を恒久的。普遍的に規定する。

いわば、「都市の憲法」、ともいえるもので、全国で初めてのケースです。

制定の経過

①昭和 44 年 8 月 12 日

「習志野市長期計画審議会」より、文教住宅都市としてのビジョンを打ちだす憲章の制定を検討せよ、という答申がされました。

②ただちに、企画室企画課において調査、検討のうえ、草案の作成にはいり、45 年 1 月、同議会に検討を依頼しました。

③ さらに、市役所内全部の部課長、係長による討論会、職員間の学習グループによる討議により、草案に対する意見取を行ないました。

昨年 10～11 月に全市 26 会場で開いた町づくりについての「市民と市長の懇談会」では主要テーマとして話し合いました。

⑤ その間、3 回にわたる審議会、職員の意見をもとに修正改善し、最終案を作成、3 月定例市議会に提案。市議会では、本会議ならびに総務常任委員会において、あらゆる角度から熱心に検討が加えられ、賛成多数で可決されました。

わたくしたち習志野市民は、わたくしたちおよび次の世代になう子どもたちのために、静かな自然をまもり育てていかなければなりません。それは、教育および文化の向上をささえるまじづくりの基盤となるものであり、健康で快適な生活を営むために欠くことのできない基本的な条件だからです。

しかし、人間はすぐれた文明をつくりだすいっぽう、自然を破壊し、わたくしたちの生命、身体をむしばみ、教育および文化の正常な発展を阻害していることも事実です。そこで、わたくしたち習志野市民は、ひとりひとりの理解と協力のもとに創意工夫し、たゆまぬ努力をつづけながら理想とするまじづくりのために次のことを宣言し、この憲章を定めます。

一、わたくしたち習志野市民は、青い空と、つややかな緑をまもり、はつらつとした若さを失わないまちをつくりまします。

一、わたくしたち習志野市民は、暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくりまします。

一、わたくしたち習志野市民は、教育に力をそそぎ、すぐれた文

第二条 習志野市のまじづくりの基本となる構想は、次のとおりとする。

1、教育諸条件の整備、充実および内容の向上をはかり、習志野の教育を樹立すること。

2、市民に直結した生活環境の改善を積極的に推進すること。

3、市民の地域活動を補助し、育

第三条 市民は、教育、文化の向上に望ましい環境を維持するようつとめなければならない。

第四条 市民は、清潔で秩序ある生活環境を保持し、快適な生活を営むようつとめなければならない。

第五条 市民は、文教住宅都市を建設するために行なう市長および

化の向上を根幹とするよう配慮しなければならない。

第七条 市長は、文教住宅都市としての機能を保持するため必要があるときは、他の団体に協力を求め、または適切な指導、助言を行なわなければならない。

第八条 市長およびその他の関係機関は、理想とするまじづくりの実現のため、市民に理解を求め、自由な意見を聞く機会を積極的に設けるようつとめなければならない。

(補則)

第九条 この憲章は、公布の日から起算して六月以内において市長が別に定める日から施行する。

第十条 この憲章を施行するために必要な事項は、条例および規則で別に定める。

習志野市文教住宅都市憲章

化をはぐくむ調和のとれたまちをつくりまします。

(憲章の目的)

第一条 この憲章は、習志野市の現在および将来にわたるまじづくりの目標を定めることにより、習志野市の健全な発展を保障することを目的とする。

(基本となる構想)

成すること。

4、市民の生命、身体、財産の安全を阻害する条件を排除すること。

5、市民福祉の立場から国、県および周辺都市の諸計画との調和、調和を図り、民主的自治の確立につとめること。

(市民のつとめ)

(市長および関係機関のつとめ)

第六条 市長は、都市施設の整備にあたり、常に市民の生命、身体および財産の安全を第一義として生活の利便に供するようつとめるとともに、かつ教育、文